

京都市告示第256号

京都市休日急病診療所条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市休日急病診療所を臨時に開所します。

平成16年7月30日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に開所する日時 平成16年8月1日から平成16年10月8日の間の土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の午後6時から午後10時まで

平成16年8月16日の午前10時から午後10時まで

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)